参考資料2

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当髁の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
基本施:	策1 ステージ別の取組み							
	事前対応							
	○精神科医・一般科医の連携強化 1 精神科医と一般科医との連絡会議を開催する等、連携体制の構築 に向けた取り組みを実施します。	P20	厚生部	厚生センター		精神保健福祉関係者連絡会議を開催	管内の保健・医療・福祉関係者間において、精神障害者の実態や課題等の情報を共有することで、関係機関との連携を深め、地域における支援体制の充実、強化が図られている。	継続実施
	2 ○相談担当職員を対象とした研修の実施 県、市町村及び各相談機関等の実務者の研修を実施します。	P20	厚生部	心の健康セン ター		自殺対策専門研修会・自死遺族支援者研修会のいず れかの研修会を年1回開催している他、県内外の講 師を招き、自殺対策や自死遺族支援に関する研修会 を実施している。	毎年様々な機関から定員を超える申し込みがあり、 研修の満足度も高く、自殺対策や自死遺族支援に対 する理解を深める機会となっている。今後も様々な 機関において自殺に関する相談の充実を図るため、 継続的に実施する必要がある。	継続実施
	〇相談担当職員を対象とした研修の実施 3 保健医療福祉関係者、精神疾患者家族等に対し、メンタルヘルスの理解を 深める研修を実施します。	P21	厚生部	厚生センター		精神障害者家族を対象に、精神疾患や精神保健福祉制度等に関する研修を実施している。また、保健医療福祉関係者を対象に、事例検討会や研修会等を開催している。	保健医療福祉関係者が相互の役割を理解し、地域のネットワークの推進や資質向上等を図る場となっている他、精神障害者の家族が、病気の理解や対応方法を学ぶ機会になっている。	総続実施
	○ゲートキーパー養成研修の実施 自殺対策推進センターにおいて、働く若年層等の自殺のリスクを低減する ため、自殺の危険を示すサインに気づき、声かけ、見守りや必要な支援に つなぐことができるゲートキーパー養成のための研修を実施します。	P21	厚生部	自殺対策推進センター (心セ内に設置)		精神保健福祉協会に事業を委託し、県内の中小企業 や大学等を対象に富山県公認心理師協会から講師を 派遣し、講義を実施する。	職域でのゲートキーパーを養成するためのメンタル ヘルス対策、うつ病等の心の健康に関する基本的な 知識や適切な対処方法等についての講義を実施して いる。継続実施の事業所が多く、新規事業所の獲得 が課題である。	継続実施
	〇保健・医療・福祉・介護従事者向けの相談の手引き作成 高齢者の支援に関わる者が活用できる自殺予防及び相談対応のための手引 きを作成し、医療機関や介護支援・障害福祉施設等、医療・福祉の現場に 配付します。	P21	厚生部	健康課		平成30年度に、様々な場面で高齢者の支援に関わる者が活用できる自殺予防及び相談対応のための手引きを作成し、市町村等の関係機関に配付。	自殺の原因となるうつ病や県内の自殺の現状等の情報が簡潔にまとまっており、高齢者の支援に関わる方の自殺に対する意識向上につながったと考えている。	現在は事業を実施していないが、今後も 現場のニーズを把握し、必要な情報提供 に努めていく。
	○各種相談活動の実施 6 心の健康についての悩みに対し、電話による相談を行い、早期に	P21	厚生部	心の健康セン ター		自殺に関する相談等に対し、電話にて対応している。必要に応じて、こころの電話(24時間対応)や来所相談に繋げている。	心の健康についての悩みを整理し、必要な助言をしたり、こころの電話や来所相談、その他の関係機関や医療機関等に繋げている。相談者がたらい回しにならないよう配慮した対応が必要と考える。	継続実施
	適切な援助を行います。	121	,	厚生センター		随時、保健師による電話相談を実施し、必要時、関 係機関と連携しながら実施している。	電話相談は、相談窓口として重要な役割を果たしていると考えている。	継続実施
	○電話相談体制の強化 7 心の悩みや自殺に関する電話相談を行う民間団体に助成し、休日・夜間の電話相談体制を強化します。	P21	厚生部	健康課		電話相談を行うNPO法人富山カウンセリングセンターに助成し、電話相談体制の強化を図っている。 ※R3年度相談件数: 2,756件	年々相談件数は増加しており、電話相談窓口の需要 は高くなっていると考える。	継続実施
	○ひきこもり地域支援センターにおける相談支援 ひきこもり地域支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関とのネットワークの構築を推進し、本人や家族への相談支援を行います。	P21	厚生部	心の健康センター			ひきこもり本人や家族の悩みに対応する総合的な相談窓口として、県内全域の相談に対応している。長期化、複雑化している場合もあり、関係機関と適宜連携を取りながら、個々のケースに合わせた対応が必要になる。	継続実施

1

項目	県の施策	計画書	担当部署	担当課	再掲	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
	○依存症相談拠点における相談支援 9 依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等)の相談窓口を設置 し、早期に適切な機関や必要な支援につなげます。	P21	厚生部	心の健康センター		し、電話相談や来所相談に対応している。また、必	本人が来所した場合は依存症回復プログラム(集団・個別)により依存症からの回復に向けた必要な支援を実施している。一方、家族のみが相談に繋がる場合も多く、家族への個別相談や家族教室を通して、本人が相談や受診に繋がるよう支援していく必要がある。	継続実施
	○中小企業の相談受付 県中小企業支援センターにおいて、商工会・商工会議所と連携 し、経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業、中小 企業の一般的な経営相談を実施します。	P21	商工労働部	地域産業支援課		県中小企業支援センターにおいて、商工会・商工会 議所と連携し、中小企業を対象とした相談事業を実 施している。	毎年数多くの相談(参考:令和3年度実績 991 件)を受け付けており、またその相談内容も多岐に わたる。中小企業のあらゆる悩みの受け皿として、 有効に機能している。	総続実施
	○中小企業の再生支援 中小企業再生支援協議会が、相談から再生計画の策定支援まで、 地域の金融機関など地域の総力を結集して、中小企業の再生を支 援します。	P22	商工労働部	地域産業支援課		中小企業活性化協議会では、課題を抱える中小企業 からの相談に対し、各種支援機関との連携、専門家 の活用等を通し、再生等に向けた支援を行ってい る。	毎年数多くの相談(参考:令和3年度実績 675件)を受け、企業の収益力改善や事業再生を支援している。中小企業の経営上の課題に対し、具体的なサポートを行っており、経営者の不安解消に効果がある。	継続実施
	○消費生活に関する相談の実施 12 消費生活センターにおいて、消費者被害や多重債務問題など消費 生活に関する相談や、多重債務相談を実施します。	P22	生活環境文化部	県民生活課		専任の相談員を配置して、消費者トラブルの未然防 止や解決に導いている。	消費者トラブルや多重債務など問題を抱えている方を早期に発見し、自殺を予防する機能の一翼を担っていると考えている。	継続実施
	○児童相談所における相談支援 児童相談所において、子どもの養育や児童虐待に関する相談、非 行に関する相談、発達や性格行動・しつけに関する相談など、子 どもに関する様々な相談を実施します。	P22	厚生部	こども未来課		児童相談所において、子どもの養育や児童虐待に関する相談、非行に関する相談、発達や性格 行動・しつけに関する相談など、子どもに関する様々な相談を実施している。	多くの方から、児童相談所に対して、子どもの養育や児童虐待に関する相談、発達や性格 行動・しつけに関する相談など、子どもに関する相談など、子どもに関する様々な相談が寄せられており、引き続き、児童相談所による相談支援が必要。	継続実施
	○女性相談センターにおける相談支援 女性相談センターにおいて、配偶者暴力や日常生活を営む上での 様々な問題に関する相談対応を実施します。	P22	厚生部	こども未来課		女性相談センターにおいて、配偶者暴力や日常生活 を営む上での様々な相談を実施している。	日常生活を営む上で何らかの問題(夫等の暴力、嫁 姑・親族間のトラブル、子どもの問題、結婚・離婚 問題、経済問題等)を有する女性に対し、広く相談 に応じている。	継続実施
	○高齢者の総合相談の実施 県社会福祉協議会内の高齢者総合相談センターにおいて、高齢者 等が抱える福祉、保健、医療等に係る各種の心配ごと、悩みごと 等の相談に電話で応じます。	P22	厚生部	高齢福祉課			日常生活のいろいろな問題に関する一般相談のほか、専門職による健康・介護相談、税金相談、法律相談を広く受け付けている。	令和4年度で終了予定 ・令和5年3月に高齢者総合相談センター閉所 ・令和5年4月以降、日常生活に関する支援や介護に関する相談は地域包括センター、税金・年金・法律に関する相談は 各専門機関及び市町村が実施する無料相談会を活用
	○認知症高齢者や家族等に対する電話相談の実施 16 県社会福祉協議会内の高齢者総合相談センターにおいて、認知症 高齢者や家族等の悩みや不安の相談に電話で応じます。	P22	厚生部	高齢福祉課		高齢者総合相談センターにて、認知症高齢者本人や その家族が抱える各種相談に応じ、必要に応じて関 係機関が行う支援につないでいる。	相談員に顔を見られず気軽に相談ができることから、認知症の症状に伴う人間関係でのトラブルなど、身近な人に相談しにくい内容の相談が多く寄せられており、非常に有効な事業と考えている。	継続実施
	〇若年性認知症に関する相談の実施 県社会福祉協議会内の若年性認知症相談・支援センターにおいて、若年性認知症の方や家族等の様々な悩みや不安に、医療・介護・福祉・労働等の関係者と連携しながらサポートします。	P22	厚生部	高齢福祉課		H28年7月に若年性認知症相談・支援センターを開設し、若年性認知症の人や家族、支援者からの様々な相談に対し、関係機関と連携しながら対応している。また、支援者研修会や、本人と家族等の交流会等を開催し、支援者の理解促進や、思いや情報共有の機会提供に努めている。	若年性認知症は、働き盛りで社会や家庭で重要な役割を担っている時期に発症するため、高齢者の認知症とは課題が異なることから、専門的な支援が必要である。多くの相談が寄せられていることからも、有効な事業と考えている。	継続実施
	○性暴力被害ワンストップ支援センターとやまの設置運営 18 性暴力被害ワンストップ支援センターとやまにおいて、性暴力被 害者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。	P22	生活環境文化部	県民生活課		性暴力被害ワンストップ支援センターとやまでは、電話相談、面接、同行支援、SNS相談を行っている。医療機関、警察、弁護士等関連機関と連携し、相談者の被害に対する適切な対応をとっている。令和4年6月よりAV被害相談も行っており、より幅広い支援を行っている。	相談件数は微増傾向にあるが、AV被害相談は令和4年10月現在で1件も相談実績がない。 また、公開講座や中学1年生へのカード配布等でセンターの広報啓発を行っているが、#8891(全国共通短縮ダイヤル)やセンターの支援内容の周知が不足していると考える。	継続実施

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
	○職場におけるメンタルヘルス対策の推進 19 労働条件や労使関係、労働者福祉など労働問題全般(求職問題を 除く)に関する相談を実施します。	P22	商工労働部	労働政策課		労働条件や労使関係、労働者福祉など労働問題全般 (求職問題を除く)に関する相談窓口を設け、令和 3年度は388件の相談が寄せられた。	寄せられた相談には、労働相談員(社会保険労務士等)が適切に対応している。相談内容に応じて、必要と思われる場合は、他の相談窓口や専門機関等を案内した。	継続実施
	○県民共生センターにおける相談体制の充実 県民共生センターにおいて、女性・男性の生き方、家族や職場で の人間関係など、様々な相談を実施します。	P22	知事政策局	女性活躍推進課		一般相談、特別相談、男性相談、チャレンジ支援相談と幅広く相談業務を実施している。 令和3年度より新たに男性を対象とした電話相談を 実施している。	利用者アンケートを実施した男性相談における満足 度は100%(令和3年度)であり満足度は非常に高 い。 そのため、自殺対策の普及啓発事業としては、非常 に有効な事業と考えている。	継続実施
	○ひとりで抱え込まないで 21 「子どもホットライン」において、子どもたちの様々な悩みや相 談について質問に応じます。	P23	教育委員会	生涯学習·文化 財室		小・中・高校生等を対象に、心理学を専攻している 大学生・大学院生が17時から21時に直接相談を受け ている。それ以外の時間は、留守番電話やメール FAXにより24時間対応している。また、周知のため チラシやカードを県内の小・中・高校に配付してい る。 相談内容は、友人関係や家族関係等の悩みや、いる 動や勉強、進学に関すること等、幅広く対応、日 記。相談員は相談者の話を真剣に関きながらとと る。相談員は相談者の話を真剣に関きながのとれる 者の悩みが軽くなるよう言葉をかけていくことをしているが、相談員では対応が困難な場合に は、他の専門機関を紹介することとしており、ワン ストップ機能を果たしている。	る、家族や学校には打ち明けられない悩み等も相談できるという意見をいただいている。 定例研修会や連絡協議会を開催し、名相談機関や スーパーパイザーの指導・助言等から相談員の資質 向上を図っている。電話やメール相談を通して悩み に寄り添うことで、相談者の心の負担を軽減する役	継続実施
	○児童相談所における相談支援(再掲) 児童相談所において、子どもの養育や児童虐待に関する相談、非 行に関する相談、発達や性格行動・しつけに関する相談など、子 どもに関する様々な相談を実施します。	P23	厚生部	こども未来課	再掲	児童相談所において、子どもの養育や児童虐待に関する相談、非行に関する相談、発達や性格 行動・しつけに関する相談など、子どもに関する様々な相談を実施している。	多くの方から、児童相談所に対して、子どもの養育 や児童虐待に関する相談、非行に関する相談、発達 や性格 行動・しつけに関する相談など、子どもに 関する様々な相談が寄せられており、引き続き、児 童相談所による相談支援が必要。	継続実施
	○学校の相談体制の充実 小中高校において、臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経 験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒に対する 相談を実施します。	P23	教育委員会	小中学校課		スクールカウンセラーを全公立小・中・義務教育学校に、県立高校は拠点16校に配置している。	貧困、虐待、暴力行為、いじめ・不登校等の課題を 抱える児童生徒の早期発見・早期対応に心理の専門 家であるスクールカウンセラーが、児童生徒との面 談や担任等の支援を行うなど、学校の教育相談体制 の充実に貢献している。	継続実施
	○学校の相談体制の充実 小中高校において、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するス クールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒の置かれた様々 な環境に働きかけて支援を行います。	P23	教育委員会	小中学校課		スクールソーシャルワーカーを全中学校区(48校 区、富山市を除く)、義務教育学校3校、県立高校 (拠点校4校)に派遣している。	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導 上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知 歳・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境 に働きかけて支援を行っており、各学校からも非常 に助かっているとの意見をいただいている。	継続実施
	○24時間対応の相談窓口の設置 総合教育センター内の「いじめ相談電話(24時間子どもSOS ダイヤル)」において、24時間体制でいじめ相談等を実施しま す。	P23	教育委員会	小中学校課		児童生徒等のいじめ相談等に24時間体制で応じている。	児童生徒等のいじめ相談等について、24時間いつでも相談することができ、場合によってはより適切な相談機関を紹介するでいじめ等の深刻化を防止している。	継続実施
	OSNSを活用したいじめ相談モデル事業の実施 SNSを活用した相談体制構築に向けたモデル事業を実施します。	P23	教育委員会	小中学校課		H30、R元の2年間で、県立高校8校、公立中学校8校を対象としてLINEを活用したいじめ相談モデル事業を実施した。	相談内容は「心身の健康、保健」「友人関係」「恋愛関係」「いじめ問題」の順であり、生命に関する緊急性の高い相談はなかった。 相談件数は、平均250件と少なく、費用対効果に課題があった。	実施予定なし
	○各種相談対応の実施 ・県下の15警察署において、警務課県民相談係を設置し体制の 27 強化を図るとともに、警察相談課に警察相談アドバイザー、3警察署(富山中央、高岡、富山北)に警察相談員を配置し、県民の 不安や各種の相談に応じます。	P23	警察本部	警察相談課		県警察では、県下の14警察署において、県民相談係を設置し体制の強化を図るとともに、警察本部警察相談課に警察相談アドバイザー、3警察署(富山中央、富山南、高岡)に警察相談員を配置し、県民の不安や各種相談に対応している。	自殺対策として有効と考えている。	継続実施
	○各種相談対応の実施 ・自殺を企図している旨の相談等、自殺に関する相談を受けた場合には、相談者の立場を理解した上、相談内容に応じた適切な対応措置を講じます。	P23	警察本部	警察相談課		県警察では、自殺を企図している旨の相談等、自殺 に関する相談を受けた場合には、相談者の立場を理 解した上、相談内容に応じた適切な対応措置を各関 係部署等と適宜連携を図って講じている。	自殺対策として有効と考えている。	継続実施

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
2	○各種相談対応の実施 ・警察相談課犯罪被害者支援係において、犯罪被害の相談に応じ ます。	P23	警察本部	警察相談課		県警察では、犯罪被害者等に対して、捜査の流れ、 相談機関等を説明した「被害者の手引き」を交付 し、心配事の相談等に対応しているほか、臨床心理 士の資格を有する警察職員がカウンセリングを実施 し、犯罪被害者等の精神的負担を軽減している。	二次的被害による精神的負担の軽減を図ることで、 自殺対策として有効と考えている。	継続実施
				心の健康セン ター		啓発物品の配布や、ポスター掲示等、普及啓発活動 を実施している。	啓発活動に合わせ、電話相談等が集中した場合に対 応できる体制を整える必要がある。	継続実施
	○普及啓発活動の実施 ○ ・ 9 月と 2 月の県独自の自殺予防週間に合わせて、各市町村と連携して街頭キャンペーンなどを実施します。	P24	厚生部	厚生センター		9月、2月に市と連携しながら、駅やスーパーで街頭キャンペーンを実施。 管内の市町村や関係機関に啓発グッズの配布。	広く県民へ普及啓発できることから、有効と考え る。	継続実施
				健康課		9月の自殺予防週間に、富山駅前で自殺防止普及啓 発グッズの配布の実施。※R3年度は中止。 2月の自殺予防週間では、自殺対策普及啓発チラシ を作成し、県内のコンビニや薬局に配布している。	広く県民へ自殺対策に係る普及啓発ができることから、有効と考える。	継続実施
(○普及啓発活動の実施 ・自殺対策推進センターにおいて、自殺予防に関する情報発信を 行います。	P24	厚生部	自殺対策推進セ ンター (心セ内に設 置)		自殺予防パンフレット、リーフレット、啓発グッズ を配布している他、グリーフケア相談(自死遺族相 談)のパンフレットを配布している。	パンフレット等の内容を適宜見直しながら、必要な 情報を発信していく必要がある。	継続実施
(○普及啓発活動の実施 ・県民を対象とした自殺予防のためのパンフレット等を作成し、 関係機関に配付します。	P24	厚生部	健康課		令和元年度より、精神疾患に馴染みのない新入社員 を対象に、うつ病や統合失調症等の精神疾患につい てわかりやすく紹介し、正しい知識の普及啓発をす るとともに、自分自身や身近な人の変化に早く気づ き、適切に対処するための漫画冊子「新入社員のた めのココロのトリセツ」を作成している。当該冊子 は、各商工会議所や県中小企業家同友会、民間企業 等に配布している。	多くの方から、非常に内容がわかりやすい等のお声をいただいており、また、県民の方や民間会社から、追加で冊子が欲しいとのご意見もいただいている。 そのため、自殺対策の普及啓発事業としては、非常に有効な事業と考えている。	継続実施
	○普及啓発活動の実施 ・ゲートキーパーの役割について、広く県民に周知します。	P24	厚生部	健康課		心の健康センターが実施している「職場における心の健康出前講座」において、ゲートキーパー養成に係る内容を盛り込み、民間企業等に出向いて講座を実施している他、新入社員を対象とした漫画冊子内に、ゲートキーパーに関する内容を記載し、ゲートキーパーについて知っていただくよう工夫している。	「心の健康出前講座」の評判は大変良く、講座実施 回数も6和2年度から11回多い、19回実施できてお り、ゲートキーパーの養成やゲートキーパーの役割 の周知に大変効果的である。	継続実施
	○普及啓発活動の実施 ・自発的に相談や支援につながりにくい傾向があると言われる若 者向けに、各種相談窓口や県ポータルサイトを記載した小型リー フレットを作成します。	P24	厚生部	健康課		平成30年度に、支援を必要としている者が必要とする時に、支援策に関する適切な情報を得られるようにするため、各種相談窓口を記載した小型リーフレットを作成。	ユニークなデザイン(お守り型)のリーフレットということもあり、多くの方に取っていただくことができ、各種相談窓口の周知につながった。	
	○普及啓発活動の実施 ・11月のアルコール関連問題啓発週間に合わせて街頭キャン ペーンなどを実施し、アルコール依存症をはじめとしたアルコー ル関連問題に対する意識向上を図ります。	P24	厚生部	健康課		毎年、アルコール関連問題啓発週間(11月10日~ 16日)に合わせ、啓発物品を配布。	各種イベント等で啓発物品を配布することで、県民 のアルコール関連問題への意識向上につながった。	継続実施
(○普及啓発活動の実施 ・消費者トラブルの早期救済のため、「くらしの安心ネットとや ま」を活用した被害事例の配信や、「悪徳商法撃退教室」の開催 などの啓発活動を実施します。	P24	生活環境文化部	県民生活課		関係団体・機関へのきめ細かな情報発信に努めるとともに、教室の開催など積極的に啓発活動を行っている。	消費者トラブルや多重債務など問題を抱えている方を早期に発見し、自殺を予防する機能の一翼を担っていると考えている。	継続実施
3	○普及啓発活動の実施 ・国における「女性に対する暴力をなくす運動」と呼応し、DV (ドメスティック・バイオレンス)防止のための普及啓発を実施 します。	P24	厚生部	こども未来課		D V 防止啓発チラシ配布のほか、タワー111、富岩運河環水公園においてパーブルライトアップを実施している。R 3 はイオンにおいてデジタルサイネージを活用した啓発やアルビス女子トイレにおいて啓発トイレットペーパー及び相談窓口案内カードの設置を実施した。	県民が多く行き来するショッピングモールや公園の 協力を得て啓発活動を行うなど、県民に対して広く D V の予防啓発、相談窓口の周知をすることができ た。	R4はDV防止啓発チラシ配布やパープルライトアップのほか、イオンでのデジタルサイネージによる啓発を継続し、新たにDV啓発パネルの作成、貸出し、展示を行うこととしている。

項目	県の施策	計画書	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
	○普及啓発活動の実施 ・県民共生センターにおいて、県内の小・中・高校生を対象としたデートDV防止に関する出前講座を実施します。	P24	厚生部	こども未来課		デートDVの予防啓発を目的として、デートDV予防 啓発セミナー、コミュニケーションセミナーを毎年 度計10校程度で開催している。	利用者アンケートにおける満足度は96.3%令和3年 度であり満足度は高い。 そのため、自殺対策の普及啓発事業としては、非常 に有効な事業と考えている。	継続実施
	○普及啓発活動の実施 ・性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別をなくし、理解 を深めるために、自治体職員、人権擁護委員等への研修等を通じ て、啓発活動や人権教育を進めていきます。	P24	生活環境文化部	県民生活課		毎年開催している「人権啓発講演会」では令和元年度と3年度に多様な性をテーマにした講演会を実施し、県職員等を対象とした研修では、性的少数者の人権について説明している。また、令和2年度に県への申請書等における性別記載欄の見直しを行い、令和3年度に周知のためのリーフレットを各市町村や関係団体に配布した。	令和2年3月に「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」を改定し、新たな人権との重要課題として性的指向や性自認を位置付けた。性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々に対する県民の理解を深めるための人権啓発活動を実施した。	研修や講演会を開催するとともに、令和 4年度中に一定の要件を備えた同性等の カップルがパートナー関係であることを 宣誓したことを証明する「バートナー シップ宣誓制度」を導入する予定であ り、制度の周知や利用先の充実を図るこ とにしている。
	○心の健康に関する出前講座の実施 職場におけるメンタルヘルス対策を充実させるため、中小企業等 からの依頼を受け、心の健康に関する講座やストレスチェックの 結果を踏まえた助言等を職場等に出向いて実施します。	P24	厚生部	心の健康セン ター		精神保健福祉協会に事業を委託し、県内の中小企業 や大学等を対象に富山県公認心理師協会から講師を 派遣し、講義を実施する。	職域でのゲートキーパーを養成するためのメンタル ヘルス対策、うつ病等の心の健康に関する基本的な 知識や適切な対処方法等についての講義を実施して いる。継続実施の事業所が多く、新規事業所の獲得 が課題である。	継続実施
	○企業の経営者等へのメンタルヘルスの普及啓発 企業の経営者や人事労務担当者等を対象として、若手を含めた社 員の自殺防止やメンタルヘルスに関する知識を深めるためのセミ ナーを開催します。	P25	厚生部	健康課		心の健康センターが実施している「職場における心の健康出前講座」において、メンタルヘルスや自殺防止に関する内容の講座を、民間企業等に出向いて実施している。	本講座は、民間企業の社員を対象に、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識を深めるために有効であると考える。	継続実施
	○うつ病の理解のための普及啓発 12 ホームページを開設し、うつ病に関する知識や相談機関等に関する情報提供を実施します。	P25	厚生部	健康課		HP「うつ安心とやま」を開設し、うつ病等に関する知識や、相談機関等に関する情報提供を行っている。	うつ病等に関する情報が簡潔にまとまっており、わかりやすいHPである。今後は、より県民に周知できるよう工夫していく必要がある。	継続実施
	○大学生等を対象としたメンタルヘルスに関する講座の開催 13 大学生等を対象として、ストレス対処の方法やメンタルヘルスに 関する講義を実施します。	P25	厚生部	心の健康セン ター		精神保健福祉協会に事業を委託し、県内の中小企業 や大学等を対象に富山県公認心理師協会から講師を 派遣し、講義を実施する。	県内の大学や専門学校からの申し込みに対応している。ストレス対処方法等広く周知するため継続的に 実施していく必要がある。	継続実施
	○相談担当職員を対象とした研修の実施(再掲) 県、市町村及び各相談機関等の実務者の研修を実施します。	P25	厚生部	心の健康セン ター	再掲	自殺対策専門研修会・自死遺族支援者研修会のいずれかの研修会を年1回開催している他、県内外の講師を招き、自殺対策や自死遺族支援に関する研修会を実施している。	毎年様々な機関から定員を超える申し込みがあり、 研修の満足度も高く、自殺対策や自死遺族支援に対 する理解を深める機会となっている。今後も様々な 機関において自殺に関する相談の充実を図るため、 継続的に実施する必要がある。	継続実施
	○相談担当職員を対象とした研修の実施(再掲) 15 保健医療福祉関係者、精神疾患者家族等に対し、メンタルヘルス の理解を深める研修を実施します。	P25	厚生部	厚生センター	再掲	精神障害者家族を対象に、精神疾患や精神保健福祉 制度等に関する研修を実施している。また、保健医 療福祉関係者を対象に、事例検討会や研修会等を開 催している。	保健医療福祉関係者が相互の役割を理解し、地域のネットワークの推進や資質向上等を図る場となっている他、精神障害者の家族が、病気の理解や対応方法を学ぶ機会になっている。	継続実施
	○普及啓発活動の実施(再掲) 国における「女性に対する暴力をなくす運動」と呼応し、DV (ドメスティック・バイオレンス)防止のための普及啓発を実施 します。	P25	厚生部	こども未来課	再掲	DV防止啓発チラシ配布のほか、タワー111、富岩 運河環水公園においてパープルライトアップを実施 している。R3はイオンにおいてデジタルサイネー ジを活用した啓発やアルビス女子トイレにおいて啓 発トイレットペーパー及び相談窓口案内カードの設 置を実施した。	県民が多く行き来するショッピングモールや公園の 協力を得て啓発活動を行うなど、県民に対して広く DVの予防啓発、相談窓口の周知をすることができ た。	R4はDV防止啓発チラシ配布やパープルライトアップのほか、イオンでのデジタルサイネージによる啓発を継続し、新たにDV啓発パネルの作成、貸出し、展示を行うこととしている。
	○心の健康に関する出前講座の実施(再掲) 職場におけるメンタルヘルス対策を充実させるため、中小企業等 からの依頼を受け、心の健康に関する講座やストレスチェックの 結果を踏まえた助言等を職場等に出向いて実施します。	P25	厚生部	心の健康セン ター	再掲	精神保健福祉協会に事業を委託し、県内の中小企業 や大学等を対象に富山県公認心理師協会から講師を 派遣し、講義を実施する。	職域でのゲートキーパーを養成するためのメンタル ヘルス対策、うつ病等の心の健康に関する基本的な 知識や適切な対処方法等についての講義を実施して いる。継続実施の事業所が多く、新規事業所の獲得 が課題である。	継続実施
	○小中高校生のためのネットトラブル対策の支援 学校のネットトラブル研修会等に講師を派遣して、児童・生徒の ネットトラブルの未然防止、教職員の対応力の向上、保護者への 啓発を図ります。		教育委員会	小中学校課		R3実績 61校 校種別(小学校25校、中学校17校、高校19校)	ネットトラブルの事例や具体的な対処法等に関する 研修会を通じ、各学校からネットいじめを含めた実 例を挙げながら分かりやすく説明していただき、大 変役に立ったとの意見をいただいている。	継続実施

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
	○自殺予防に資する教育や普及啓発活動 いのちの先生の派遣やいのちの教育講演会の開催、メッセージ カードの活用、また、自由に自分の意見を述べられるような雰囲 気の醸成とともに、自己肯定感が高まるような教育活動等を通し て学校と家庭が一体となった、いのちの教育を推進します。	P25	教育委員会	小中学校課		・いのちの先生の派遣によるいのちの授業推進校36 校 ・いのちのメッセージカード配付校44校 ・いのちの教育ホームページへの掲載 ・いのちの教育講演会の開催	学校、家庭、地域と連携したいのちの教育の推進に つながっている。	継続実施
	○自殺対策推進協議会の開催 富山県における自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策に関 50 係する公的機関、民間団体、有識者などからなる自殺対策推進協 議会を開催し、団体間の連携推進や、効果的な自殺対策の検討を 行います。	P26	厚生部	健康課		令和3年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため、書面開催	昨年度は書面開催となったが、自殺対策に関する情報共有ができる貴重な場となっており、また、関係者間の連携の強化を図ることができるため、今後も継続していく必要がある。	継続実施
	○DPAT(災害派遣精神医療チーム)の体制整備と人材育成の強化 化 51 災害時の被災者の心のケア等、被災地域における適切な災害派遣 精神医療活動が行えるよう、研修等の実施によりDPATの体制整 備と人材育成を行います。	P26	厚生部	健康課		DPAT事務局主催の研修会 ・先遣隊、先遣隊技能維持、統括者、事務担当者等 の各研修会に医療機関職員、県職員を派遣。 富山県DPAT研修 ・年1回、富山県DPAT隊員として本県に登録されて いる方、登録見込みの方、DPATに興味、関心がある 方を対象に講義、演習形式で開催。	DAPT事務局や県開催の研修を通して、災害時の被災者の心のケア等、被災地域における適切な精神保健 医療活動ができる人材育成を行い、本県における DPAT体制整備の一助となっている。	継続実施
	52 〇中小企業の資金繰り支援 融資制度により中小企業の資金繰りを支援します。	P26	商工労働部	地域産業支援課		県と金融機関で協調し、低利で長期の事業資金を融 資するための制度を設けている。また、新型コロナ や原材料高騰等の影響を受ける中小企業者を支援す るため、利子補給や保証料補助を実施している。	毎年多くの中小企業者が県融資制度を利用している。特に令和2年度は、新型コロナの影響で売上が減少した中小企業者を対象とした無利子無担保融資について、14,832件の利用があったことから、中小企業の資金繰り支援として大きな効果があったと考えている。	継続実施
	○在宅介護者に対する支援 53 介護中の家族の負担を軽減するショートステイの利用促進などに 取り組みます。	P26	厚生部	高齢福祉課		医療的処置を必要とする在宅療養者及び介護者の入院などによりが緊急に医療系ショートステイを必要とする在宅療養者のために、ショートステイ用の病床を確保し、在宅療養者とその家族の在宅療養生活上の安心を確保している。	・空床利用型のサービスであるため、緊急に利用したい時に病床が空いていないことが多い。 ・人工呼吸器等の医療措置に対応できる病院が少なく、ショートステイで利用できる患者が限られる。 ・専用病床を設けると空床による経済的な損失が生じるため、病院が自発的に専用病床を設けることが困難。 これらの理由から、県で病床を確保することにより、介護者の負担経滅につながつており、非常に有効な事業と考えている。	継続実施
	○老人クラブによる高齢者訪問支援活動の実施 老人クラブによる訪問活動の実践を支援し、寝たきりや認知症の 予防、孤独感の解消等を図るとともに、自殺リスクの高い高齢者 の早期発見、早期対応を図ります。	P26	厚生部	高齢福祉課		市町村老人クラブ連合会では、会員による一人暮らし高齢者等への訪問支援活動を通じて、一人暮らし高齢者等に対する介護予防や認知症の予防、社会的孤立の解消を図っている。本県では、上記動態を実施している地域の高齢者をとともに、訪問活動を実施している地域の高齢者を支援能力の向上を図るための研修を実施している。	単身世帯の高齢者は地域で孤立しやすく、同居の場合でも関係性の希薄化により、家族の中で孤立することが少なくないため、一人暮らし高齢者等への訪問支援活動は、地域社会との関わりを持てる非常に有効な事業と考えている。	継続実施
	○小中高校生のためのネットトラブル対策の支援 総合教育センターにネット監視員1名を常駐させ、年間を通じて ネットパトロール等を実施し、ネットいじめやネットトラブルの 早期発見・早期対応に努めます。	P26	教育委員会	小中学校課		R3実績 学校報告件数 177件	ネットいじめにつながる「誹謗中傷」「リストカット の画像」「死にたいとの書込み」等や自殺念慮及び企 図の内容を受理し、当該校に速報している。発見し た場合、学校と共有し、早期発見、早期対応に役 立っている。	継続実施
	○インターネット上の自殺関連情報対策の推進 56 インターネット上の自殺関連情報についてサイト管理者等への削 除依頼を行います。	P26	警察本部	サイバー犯罪対策課		警察とインターネット・ホットラインセンター等に おけるサイバーパトロールにより、継続して自殺関 連情報の把握及び連携を推進している。	SNSによる集団自殺の呼び掛け事案等のインター ネット上の自殺の誘因・勧誘等に係る事案の発生に 備え、インターネット・ホットラインセンターやブ ロバイダ等との連携を推進し、インターネット上の 自殺関連情報に対する継続的な対策の必要性が認め られる。	継続実施
	○明るい家庭づくりの支援 57 「とやま県民家庭の日」や「とやま家族ふれあいウィーク」の周知を行います。	P26	厚生部	子育で支援課		・「とやま県民家庭の日」作品コンクールの実施、 受賞作品集・カレンダーの作成、ホームページにて 入賞作品展 ・親子で学ぶインターネット活用術体験事業の実施 ・啓発ティッシュの配布(7月、11月) ・啓発ポスターの配布・掲示 ・とやま子ども若者フォーラムの開催(講演会等) ・少年の主張富山県大会の実施	・家族がふれあう機会が増えることを願い、周知活動や事業を展開している。間接的に自殺予防につながっていると考えている。	継続実施

邛	ĪΒ	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
		○とやま子育て応援団の推進 58 家族のふれあいを深める機会を提供するため、「とやま子育て応 援団」の普及・強化に取り組みます。	P27	厚生部	子育て支援課		毎月、「とやま家族ふれあいウィーク」(「とやま県民家庭の日」(毎月第3日曜日)から始まる1週間の期間中を中心に、18歳未満(高校等在学者含む)の子ども連れの家族が、協賛店を利用した場合に、応援団マークを提示することで協賛店が設定している割引や特典等の各種サービスを受けることができます。令和4年4月末現在の協賛店は2,206店舗です。	令和4年度調査の当該事業の認知度は93.2%で、 内、85.7%が利用に満足している。引き続き制度の 周知と利用促進とともに、協賛店の募集を行ってい く。	継続実施
		○生きがいづくりの推進 高齢者が様々な場面で地域社会との関わりを持てるよう、老人ク 59 ラブが行う事業やシニアタレントによる社会貢献活動等を支援す るなど、高齢者の生きがいづくりの推進に引き続き取り組みま す。	P27	厚生部	高齢福祉課		シニアタレントの育成をはじめとした高齢者の健康 づくりや教養・趣味活動等の生きがいづくりに対す る支援を行っている。		継続実施
		○働き方改革の推進 経営者向けセミナーや働き方改革推進アドバイザーの派遣など、 事業者の働き方改革に向けた取組みを支援します。働き方改革推 進キャンペーンの実施など、企業・取引先・従業員・消費者など 様々な立場での働き方改革の気運の醸成や実践に向けた取組を推 進します。	P27	知事政策局	少子化対策・働 き方改革推進課		取組みを促進するため、開催時期やテーマなど企業 や団体の希望に応じて専門講師をが派遣し、ワーク ショップやセミナーの開催を支援している。	から1企業で申し込めるようにしたところ、「講師とのつながりがないから助かる」などと企業側から	令和5年度以降の方針 ・講師派遣:継続して実施 ・イクボス:「イクボス企業同盟とや ま」をブラッシュアップのうえ、再発信 ・コミュニティ:より参加者数を増やし ていく

項目	県の施策	計画書	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
	危機対応							
	○一般科医師を対象としたうつ病・依存症に関する研修の実施 かかりつけ医に対して、自殺リスクが高いうつ病や依存症に関す る研修を実施し、診断技術等の向上や精神科医との連携強化に努 めます。	P29	厚生部	健康課		県医師会に本事業を委託し、毎年異なるテーマで研修を開催している。 ※令和3年度は109名が受講	うつ病や依存症について学べる貴重な機会となって いる他、医師等の交流の場となっており、連携の強 化を図ることができている。	継続実施
	○医療機関の機能の明確化 統合失調症やうつ病など多様な精神疾患等に対応する医療機関の 医療機能を明確にして、医療機関の連携と治療の普及を推進しま す。	P29	厚生部	健康課		国の「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」をも とに統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、依存 症など多様な精神疾患等ことに各医療機関の医療機 能を明確化し、「精神疾患の医療を担う医療機関 等」として取りまとめ、県のIPにて公表している。	県民からの各医療機関の医療機能についての問合わせは多くあり、当該一覧表を案内することで、必要な医療に繋げることができていると考えている。	継続実施
	○妊産婦のメンタルヘルスの保持や産後うつ予防の推進 市町村と連携して妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を 3 行うため、ネットワーク会議の開催や保健・医療従事者を対象と した研修を行うとともに、産後うつの予防や早期発見につなげる ため、リスク要因調査結果を活用して普及啓発等を行います。	P29	厚生部	健康課		各市町村の母子保健と児童福祉が一体となって相談 支援できるよう。DVや虐待に係る支援の具体的な進 め方についての講義や関係機関の連携・協働に関す る県内での取組事例の紹介と情報交換を行う研修した。また、各厚生センターごとに周産親照側 連携ネットワーク会議を開催し、周産期医療・ 連携ネットワーク会議を開催し、同産期医療・ 所町村との連携強化や産後うつに関する研修会、 医療機関及び市町村に産後うつに関するリーフレットを配布し、普及啓発を実施している。	地域の周産期医療関係者とのネットワークの促進や 連携強化につながっている。 産後うつリーフレットの配布により、一般県民への 産後うつの理解度は浸透してきていると考えてい る。	継続実施
	○DV被害者の心身の健康回復につなげるための連携の実施 64 DV被害者の速やかな心身の健康回復につなげるため、DV相談 窓口と精神科医療機関等による連携・協力に努めます。	P29	厚生部	こども未来課		医療現場でのDV被害者の支援体制のさらなる充実 を図るため、医師・看護師等の医療関係者を対象と した研修会を実施。	2回の研修において、会場参加、オンライン参加あわせて約200名の参加があり、事後に公開したYouTube配信においても500回近くの再生数を記録した。また、満足度も高かった。	医療関係者を目指す学生等にも対象を広 げ、継続して実施
	○薬剤師を対象とした自殺に関する研修の実施 薬局等で勤務する薬剤師を対象として、過量服薬等自殺リスク者 の発見や支援につなぐための知識の習得等を目的とした研修を実 施します。	P29	厚生部	健康課		県薬剤師会に本事業を委託し、毎年異なるテーマで 自殺対策に係る研修を開催している。 ※令和3年度は139名が受講	薬剤師を対象とした自殺対策に係る研修を実施することで、自殺リスク者の発見や支援につなぐことができる。また、研修会は、薬剤師の交流の場にもなっており、薬剤師間の連携の強化を図ることができていると考えている。	継続実施
	○慢性疾患患者等に対する支援 慢性疾患等に苦しむ患者等からの療養生活上の相談や心理的ケア を適切に受けることができるよう、看護師の資質向上に資するた め、既存の研修を活用して自殺実態等の意識啓発を行います。	P29	厚生部	医務課		患者の身近な存在である看護師を対象とした研修の 機会を捉え、統計から富山県の自殺の現状を伝えて いる。	自殺の危険を示すサインがないか等、患者の変化に 気付く意識づけに寄与している。 支援を必要とする人にタイミングを逃さず支援でき るよう、引き続き意識、知識の向上に努めていく必 要がある。	継続実施
	○一般科医師を対象としたうつ病・依存症に関する研修の実施 (再掲) 67 かかりつけ医に対して、自殺リスクが高いうつ病や依存症に関す る研修を実施し、診断技術等の向上や精神科医との連携強化に努 めます。	P29	厚生部	健康課	再掲	県医師会に本事業を委託し、毎年異なるテーマで研修を開催している。 ※令和3年度は109名が受講	うつ病や依存症について学べる貴重な機会となって おり、また、医師等の交流の場となっており、連携 の強化を図ることができている。	継続実施
	○妊産婦のメンタルヘルスの保持や産後うつ予防の推進(再掲) 市町村と連携して妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を 行うため、ネットワーク会議の開催や保健・医療従事者を対象と した研修を行うとともに、産後うつの予防や早期発見につなげる ため、リスク要因調査結果を活用して普及啓発等を行います。	P30	厚生部	健康課	再掲	各市町村の母子保健と児童福祉が一体となって相談 支援できるよう。DVや虐待に係る支援の具体的な進 め方についての講義や関係機関の連携・協働に関す る県内での取組事例の紹介と情報交換を行う研修を 開催した。また、各厚生センターごとに周度親規則 連携ネットワーク会議を開催した周度親医が 市町村との連携強化や産後うつに関する研修会、 医療機関及び市町村に産後うつに関するリーフレッ トを配布し、普及啓発を実施している。	地域の周産期医療関係者とのネットワークの促進や 連携強化につながっている。 産後うつリーフレットの配布により、一般県民への 産後うつの理解度は浸透してきていると考えてい る。	継続実施
	〇高齢者介護従事者を対象とした研修の実施 69 介護支援専門員等の介護従事者に対し、自殺リスクの高い高齢者 の早期発見や早期対応のための対処法などの研修を継続します。	P30	厚生部	高齢福祉課		介護支援専門員の法定研修において、自殺防止における知識(社会的孤立、うつ病、精神的不調など)や関係機関(市町村、民生委員など)との連携などに関する講義・演習を行っている。	高齢者と日常的に接する機会のある介護支援専門員が「ゲートキーパー」の役割を担えるよう、資質向上を図ることは重要と考えている。	継続実施

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
	○支援員養成研修の実施 70 性暴力被害ワンストップ支援センターとやまの支援員に対する養成研修を実施します。	P30	生活環境文化部	県民生活課		支援員には、産婦人科医療やトラウマによる心理的 支援、司法対応等多岐にわたるスキルや、2次被害 を与えないための知識が必要になるため、平成29年 度から令和元年度まで実施した。 なお、平成30年度及び令和元年度は、各種相談窓 ロ・支援機関や行政窓口の担当者等関連機関の受講 コースを設け、実施した。	センターの運営に十分な非常勤支援員の養成、採用 につながったことから、令和元年度をもって終了し た。また、関連機関との連携強化につながったこと から、非常に有効な事業であったと考えている。	令和5年度には、支援員希望者のみならず、関連機関との連携強化、被害者への配慮・支援について理解を深めることを目的とした講座を開催予定
	○警察や緊急関係者向けの対応研修会の開催 自殺企図現場で対応にあたる警察の関係者を対象として、効果的 な危機介入が行われるようにするため、現場での対応方法に関す る研修を実施します。	P30	警察本部	少年女性安全課		人身安全関連事案対策専科や生活安全任用科等において、自殺企図現場で対応にあたる警察官を対象として、効果的な危機介入が行われるようにするため、現場での対応方法に関する研修を実施し、対応の周知を図っている。	研修を通じて、県内の自殺の現状、特徴等を周知するとともに、緊急時の対応力の向上を図る上で、有効である。	継続実施
	○依存症専門治療機関の選定 72 アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を定め、医療体制の充実に努めます。	P30	厚生部	健康課		専門医療機関の選定 ・H30年度に専門医療機関1カ所を選定。 ・R2年度に専門医療機関1カ所を選定。 ・R4年度に専門医療機関1カ所を選定。	アルコール依存症患者に対して適切な医療を提供することができる体制整備に繋がった。	継続実施
	○精神疾患に関する相談・支援 73 うつ病や統合失調症をはじめとする精神疾患やアルコール等の依	P30	厚生部	心の健康セン ター		精神疾患や依存症等に関する相談に対し、電話にて 対応している。必要に応じて、こころの電話や来所 相談の他、関係機関や医療機関等に繋げている。	相談の内容を整理し、必要な助言をしたり、こころの電話や来所相談、その他の関係機関や医療機関等に繋げたりしている。相談者がたらい回しにならないよう配慮しながら対応している。	継続実施
	存症の相談を行います。	100	i≠ ⊥ μν	厚生センター		精神科医による相談を、定例的に開催している他、 保健師による相談を、随時実施している。	定例的な開催、広報等により相談窓口の周知を行い、相談できる場を提供している。	継続実施
	○依存症の回復支援 74 依存症回復プログラム(SMARPP)を実施し、依存症者が必要と する治療・援助を継続して提供します。	P30	厚生部	心の健康センター		■薬物・アルコール依存症回復プログラム(集団プログラム)、ギャンブル等依存症回復プログラム(集団プログラム)、「とやま〜ぷ」(薬物・アルコール)、「集団SAT-G」(ギャンブル)を実施。富山ダルクメンバーが回復者スタッフとして参加している。	「とやま〜ぷ」は1クール10回、「集団SAT-G」は 1クール5回、それぞれ年2クール実施している。 参加者からは回復意欲に繋がると評価が高い。来所 相談者には必要時参加勧奨しているが、参加者が集 まりにくいため、さらなる周知が必要と考える。	継続実施
	○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による相談・ 支援 75 生活困窮者自立支援法に基づき設置されている自立相談支援機関 において、生活困窮者に対する相談及び自立に向けた支援を実施 します。	P30	厚生部	厚生企画課		各市と県(町村部)が実施主体となって自立支援機関を設置し、生活困窮者の相談に包括的に対応し、自立に向けた支援を実施している。	生活困窮者に対し自立支援制度に基づいた適切な対応・支援に取り組めている。	今後も自立支援機関における生活困窮者 の相談対応・自立に向けた支援に努めて いく。
	○生活保護制度の周知 生活保護制度は、資力や能力等を活用してもなお、生活に困窮す 76 る方に対し、困窮の程度に応じた保護を行い、健康で文化的な最 低限度の生活の保障と自立を助長する制度であることを県のHP 等により周知します。	P30	厚生部	厚生企画課		県ホームページに制度の概要、保護の要件、相談・ 申請窓口や手続きの流れを掲載することで、県民に 対して生活保護制度の周知を図っている。	生活困窮者に対する生活保護制度の適切な情報の周 知について促進できている。	今後も県ホームページを通じて、生活保護制度について適切な情報の周知に努めていく。
	○各種相談対応の実施 ・県下の15警察署において、警務課県民相談係を設置し体制の 77 強化を図るとともに、警察相談課に警察相談アドバイザー、3警 察署(富山中央、高岡、富山北)に警察相談員を配置し、県民の 不安や各種の相談に応じます。	P31	警察本部	警察相談課	再揭	県警察では、県下の14警察署において、県民相談係を設置し体制の強化を図るとともに、警察本部警察相談課に警察相談アドバイザー、3警察署(富山中央、富山南、高岡)に警察相談員を配置し、県民の不安や各種相談に対応している。	自殺対策として有効と考えている。	継続実施
	○各種相談対応の実施 ・自殺を企図している旨の相談等、自殺に関する相談を受けた場合には、相談者の立場を理解した上、相談内容に応じた適切な対応措置を講じます。	P31	警察本部	警察相談課	再掲	県警察では、自殺を企図している旨の相談等、自殺 に関する相談を受けた場合には、相談者の立場を理 解した上、相談内容に応じた適切な対応措置を各関 係部署等と適宜連携を図って講じている。	自殺対策として有効と考えている。	継続実施
	○各種相談対応の実施 ・警察相談課犯罪被害者支援係において、犯罪被害の相談に応じ ます。	P31	警察本部	警察相談課	再掲	県警察では、犯罪被害者等に対して、捜査の流れ、 相談機関等を説明した「被害者の手引き」を交付 し、心配事の相談等に対応しているほか、臨床心理 士の資格を有する警察職員がカウンセリングを実施 し、犯罪被害者等の精神的負担を軽減している。	二次的被害による精神的負担の軽減を図ることで、 自殺対策として有効と考えている。	継続実施

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
	○厚生センターにおける訪問指導の実施 精神障害者等支援が必要な者を対象として訪問指導等を行いま す。その際、専門機関への相談や医療機関への受診が必要と判断 した場合には、関係機関への相談等につなげます。	P32	厚生部	厚生センター			・症状の安定や受診の継続のため、訪問は重要であり、今後も継続して実施していく必要がある。 ・本人が地域で安心して生活できるよう、定期的に 訪問し、症状悪化時や治療中断時には関係機関と連 携し、早期に対応できている。	継続実施
	○精神科救急情報センターにおける相談の実施 緊急に精神科医療の相談を希望する者を対象に、精神科救急情報 81 センターにおいて24時間体制で精神科医療に関する電話相談を 行います。その際、医療機関による受診が必要と判断した場合に は、医療機関への受診につなげます。	P32	厚生部	健康課		精神障害者及びその家族等からの緊急的な精神医療 相談に適切に対応するため、県で電話窓口を設置 し、県内の各精神科病院の協力のもと、電話相談業 務及び入院及び受診に対応している。	夜間・休日など、病院等の営業時間外での緊急的な精神医療相談にも対応しており、迅速に必要な医療に繋げることができていると考えている。	継続実施
	○インターネット上の自殺予告事案等への対応 82 インターネット上の自殺予告事案に対しては、警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置に努めます。	P32	警察本部	サイバー犯罪対策課			インターネット上の自殺予告事案等においては、投稿者に対し、所要の説示や自殺防止に係る機関の相談窓口に関する情報を提供するなど、適切な対応を行い、自殺予告事案の再発防止につなげるため、迅速・適切な対応を継続して実施していく必要性が認められる。	継続実施
	○自殺するおそれのある行方不明者の発見活動 危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るととも に、従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関す る行方不明者発見活動を継続して実施します。	P32	警察本部	少年女性安全課		遺書、平素の言動その他の事情により、自殺企図者として行方不明者届を受理した場合には、速やかに、それぞれの態様に応じた捜索等の発見活動を実施するとともに、必要な手配や対応措置を講じている。	警察本部、警察署が連携し、自殺のおそれのある行 方不明事案における緊急対応に当たっており、引き 続き、連携した対応が有効であると考えている。	
	〇インターネットの活用による県相談窓口への誘導 県内で自殺関連用語を検索した者に、県の自殺対策ホームページ の広告(検索連動広告)を表示し、県サイトに誘導することで相 談窓口に適切につなげます。	P32	厚生部	健康課		する語句を検索する者に、検索結果画面に各種相談 窓口のページにつながる広告が表示されるよう設定	日常的に利用するインターネットの検索連動広告の 活用は、自発的には相談や支援につながりにくいと 言われている若者等を、適切に相談窓口につなぐた めに有効であると考えている。	継続実施

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
	事後対応			•				
	○民間団体が行う相談活動等への助成 85 民間団体等が行う相談活動など、自殺未遂者や自死遺族支援に関する効果的な取り組みに対して助成します。	P34	厚生部	健康課		県内で自殺防止活動に取り組むNPO等の民間団体の活動に対し補助している。 ※R3年度は17団体に補助	行政機関のマンパワーを補完し、地域の自殺抑止力 向上を図るために有効であると考えている。	継続実施
	○民間団体や市町村が行う未遂者や自死遺族等支援への技術的指導の実施 86 自殺対策推進センターにおいて、民間団体や市町村が行う未遂者や自死遺族等支援事業への助言や、対応困難事例への助言及び指導等を行います。	P34	厚生部	自殺対策推進セ ンター (心セ内に設 置)		民間団体や市町村等から相談があった場合、適宜必 要な助言を行っている。	民間団体や市町村等への技術的支援は重要であると 考えており、引き続き、適宜必要な助言を行う。	継続実施
	○自死遺族等を対象としたカウンセリングの実施 87 自死遺族等を対象に、心理的な影響が緩和されるよう、精神科医 や臨床心理士によるグリーフケア相談を実施します。	P34	厚生部	心の健康センター		自死遺族等を対象に、精神科医と臨床心理士がグ リーフケア相談を実施している。	長期にわたり継続的な対応が必要なケースが多く、 相談予約が埋まっている状況が続いている。新規で 相談予望の場合、相談したいタイミングでグリーフ ケア相談日に繋げないことも度々あり、場合によっ ては心の健康センター相談員が対応している。相談 枠の増加の検討も必要である。	総続実施
	○自死遺族等向けのリーフレットの作成、配布 88 自死遺族等を対象としたグリーフケア相談を実施していることを 周知するためのリーフレットを作成し、配布しています。	P34	厚生部	心の健康セン ター		グリーフケア相談を周知するためのリーフレットを 作成し、配布している。	相談機関や自殺対策関連事業の際に配布している。 引き続き周知していく。	継続実施
	事前対応の更に前段階							
	○SOSの出し方に関する教育 各学校において「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等に おける対処の仕方を身に付ける等のための教育」(SOSの出し方 に関する教育)を推進します。	P35	教育委員会	小中学校課		各学校において、担任、養護教諭、生徒指導主事、 カウンセリング指導員、スクールカウンセラー等 が、児童生徒の発達段階等の実態に応じて行ってい る。	各学校の実態に応じて行っており、実施率も高く なっている。	総続実施
	○教員向けの研修会の開催 90 教員を対象に、SOSの出し方に関する教育を含めた指導方法等を 身につけるための研修会を開催します。	P35	教育委員会	小中学校課		児童生徒の複雑化、複合化した困難に対応するため、生徒指導推進を譲、生徒指導主事研修会等において、改善点を含め内容を更新しながら、研修会を 実施している。	教員のSOSの出し方教育の必要性の理解度は浸透してきている。	継続実施
	○学校の相談体制の充実(再掲) 小中高校において、臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経 験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒に対する 相談を実施します。	P35	教育委員会	小中学校課	再掲	スクールカウンセラーを全公立小・中・義務教育学 校に、県立高校は拠点16校に配置している。	貧困、虐待、暴力行為、いじめ・不登校等の課題を 抱える児童生徒の早期発見・早期対応に心理の専門 家であるスクールカウンセラーが、児童生徒との面 談や担任等の支援を行うなど、学校の教育相談体制 の充実に貢献している。	総続実施
	○学校の相談体制の充実(再掲) 小中高校において、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するス クールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒の置かれた様々 な環境に働きかけて支援を行います。	P35	教育委員会	小中学校課	再掲	スクールソーシャルワーカーを全中学校区(48校 区、富山市を除く)、義務教育学校 3 校、県立高校 (拠点校 4 校)に派遣している。	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導 上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知 譲・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境 に働きかけて支援を行っており、各学校からも非常 に助かっているとの意見をいただいている。	総続実施
	○24時間対応の相談窓口の設置(再掲) 総合教育センター内の「いじめ相談電話(24時間子どもSOS ダイヤル)」において、24時間体制でいじめ相談等を実施しま す。	P35	教育委員会	小中学校課	再掲	児童生徒等のいじめ相談等に24時間体制で応じている。	児童生徒等のいじめ相談等について、24時間いつでも相談することができ、場合によってはより適切な相談機関を紹介するでいじめ等の深刻化を防止している。	継続実施
	○小中高校生向けのカードの作成、配布 94 小中学校課において、電話相談先紹介カードを作成し、小中高校 生に配布します。	P35	教育委員会	小中学校課		悩みを抱えてこころが苦しくなっている児童生徒に対し、いのちを大切にすることや、周囲の大人への相談をすること、相談窓口に相談することなどを周知し、不登校や自死等に至らないよう啓発している。	いのちを大切にすることや、周囲の大人への相談をすること、相談窓口に相談することなどを周知し、不登校や自死等増加に抑制をかけている。	継続実施
	○自殺予防に資する教育や普及啓発活動(再掲) いのちの先生の派遣やいのちの教育講演会の開催、メッセージ カードの活用、また、自由に自分の意見を述べられるような雰囲 気の醸成とともに、自己肯定感が高まるような教育活動等を通し て学校と家庭が一体となった、いのちの教育を推進します。	P35	教育委員会	小中学校課	再掲	・いのちの先生の派遣によるいのちの授業推進校36校・いのちのメッセージカード配付校44校・いのちのメッセージカード配付校44校・いのちの教育ホームページへの掲載・いのちの教育講演会の開催	学校、家庭、地域と連携したいのちの教育の推進に つながっている。	総続実施
	OSNSを活用したいじめ相談モデル事業の実施 SNSを活用した相談体制構築に向けたモデル事業を実施します。	P36	教育委員会	小中学校課	再掲	H30、R元の2年間で、県立高校8校、公立中学校8校 を対象としてLINEを活用したいじめ相談モデル事業 を実施した。	相談内容は「心身の健康、保健」「友人関係」「恋 愛関係」「いじめ問題」の順であり、生命に関しる 緊急性の高い相談はなかった。 相談件数は、平均250件と少なく、費用対効果に課 題があった。	実施予定なし

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和4年度以降)の実施計画
基本施	策2 市町村等への支援の強化							
	○富山県自殺対策推進センター設置による市町村等支援の充実 「富山県自殺対策推進センター」を設置し、自殺対策を担う人材 を育成するための研修会、市町村及び民間団体に対する技術的指 導や市町村計画策定に向けた支援、関係機関との連携強化を行 い、地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進され るよう取り組みます。	P37	厚生部	自殺対策推進センター(心セ内に設置)		心の健康センター内に「富山県自殺対策推進センター」を設置し、自殺対策を担う人材を育成するための研修会、市町村及び民間団体に対する技術的指導や市町村計画策定に向けた支援、関係機関との連携強化を行う。	引き続き、地域の実情に応じた自殺対策を総合的か つ効率的に推進できるよう対応する必要がある。	継続実施
	○厚生センターによる市町村支援の充実 2 地域の自殺の実態把握を進め、市町村と連携して地域の実情に あった自殺予防対策を推進します。	P37	厚生部	厚生センター		・人口動態統計等より、自殺に関する実態を把握 し、連絡会や研修会にて周知。 ・市町村自殺対策関係会議への出席	会議を通して把握した管内の自殺者の特徴や管内各 市町村の自殺対策計画を共有することで、自殺予防 対策の推進につながっている。	継続実施
	○市町村が行う自殺対策推進事業への助成 市町村が行う自殺対策推進事業に対して助成します。	P37	厚生部	健康課		県内の市町村が行う自殺対策推進事業に助成している。 ※R3年度は県内の全市町村に助成	市町村支援の一助となっており、今度の継続が必要 と考える。	継続実施
	〇民間団体が行う相談活動等への助成 4 民間団体等が行う相談活動など、自殺未遂者や若者等を対象とした自殺予防に関する効果的な取り組みに対して助成します。	P37	厚生部	健康課		県内で自殺防止活動に取り組むNPO等の民間団体の活動に対し補助している。 ※R3年度は17団体に補助	行政機関のマンパワーを補完し、地域の自殺抑止力 向上を図るために有効であると考えている。	継続実施
基本施	策3 実態把握と分析							
	○児童・生徒の問題行動等調査 1 県内の公立小中高校等において、自殺と密接な関係があるとされるいじめや不登校、暴力行為等の状況について調査します。	P38	教育委員会	小中学校課		文部科学省が毎年実施する「児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」におい て、本県のいじめや不登校、暴力行為等の状況を確 認している。	本県のいじめや不登校、暴力行為等の状況を把握 し、本県に必要な施策を検討している。	継続実施(文部科学省)
	○自殺関連の統計資料や情報の収集・分析 厚生労働省の人口動態統計や警察庁の自殺統計資料、自殺総合対 策推進センターにおける自殺実態プロファイルや地域自殺対策の 政策パッケージなど各機関で小まされた統計資料や情報を収集		厚生部	心の健康センター		ロファイルや地域自殺対策の政策パッケージなど各 機関で公表された統計資料や情報を収集している。	収集した情報の取り扱いについては慎重になる必要 があり、分析や検討方法についても課題があると感 じている。得られた情報を十分に活用できる体制が 必要である。	継続実施
	政策パッケージなど各機関で公表された統計資料や情報を収集し、富山県における自殺の発生状況や自殺者の年齢・性別等についての詳細分析、経年比較を継続して行います。また、都道府県によって自殺死亡率が異なることから、他県等との比較や分析を継続して行います。さらに、必要に応じて様々な角度から調査、分析、検討を行います。	P38	7, 11,	健康課		厚生労働省の人口動態統計や警察庁の自殺統計資料、自殺総合対策推進センターにおける自殺実態プロファイルなど、各機関で公表された統計資料や情報を収集・集計し、IPIに公表して情報提供を行っている他、会議資料として活用している。	自殺者数の推移や、現状の把握として、統計資料等 の情報収集は今後も必要と考える。	継続実施
			警察本部	少年女性安全課		毎年、富山県内における自殺統計に係る年報データ について収集し、県健康課へ情報提供している。	年報データを継続的に情報提供することで、富山県における自殺の発生状況や自殺者の年齢・性別等についての詳細分析、経年比較の継続、また、他県等との比較や分析を継続して行うことができ、自殺対策の上で、有効である。	継続実施

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和2年度以降)の実施計画		
重点施策	若者や働く世代の自殺予防									
1	○職場におけるメンタルヘルス対策の推進(再掲) 労働条件や労使関係、労働者福祉など労働問題全般(求職問題を 除く)に関する相談を実施します。	P39	商工労働部	労働政策課	再掲	労働条件や労使関係、労働者福祉など労働問題全般 (求職問題を除く)に関する相談窓口を設け、令和 3年度は388件の相談が寄せられた。	寄せられた相談には、労働相談員(社会保険労務士 等)が適切に対応。相談内容に応じて、必要と思わ れる場合は、他の相談窓口や専門機関等を案内し た。	継続実施		
	○県民共生センターにおける相談体制の充実(再掲) 県民共生センターにおいて、女性・男性の生き方、家族や職場で の人間関係など、様々な相談を実施します。	P39	知事政策局	女性活躍推進課	再掲	一般相談、特別相談、男性相談、チャレンジ支援相談と幅広く相談業務を実施している。 令和3年度より新たに男性を対象とした電話相談を 実施している。	利用者アンケートを実施した男性相談における満足 度は100%(令和3年度)であり満足度は非常に高 い。 そのため、自殺対策の普及啓発事業としては、非常 に有効な事業と考えている。	総続実施		
3	○インターネットの活用による県相談窓口への誘導(再掲) 県内で自殺関連用語を検索した者に、県の自殺対策ホームページ の広告(検索連動広告)を表示し、県サイトに誘導することで相 談窓口に適切につなげます。	P39	厚生部	健康課	再掲	県内からインターネット検索エンジン(グーグル) 及びSNS(Twitter)で「死にたい」など自殺に関連 する語句を検索する者に、検索結果画面に各種相談 窓口のページにつながる広告が表示されるよう設定 している。 ※SNS(Twitter)は令和4年度より実施	日常的に利用するインターネットの検索連動広告の 活用は、自発的には相談や支援につながりにくいと 言われている若者等を、適切に相談窓口につなぐた めに有効であると考えている。	総続実施		
4	○普及啓発活動の実施(再掲) 自発的に相談や支援につながりにくい傾向があると言われる若者 向けに、各種相談窓口や県ポータルサイトを記載した小型リーフ レットを作成します。	P39	厚生部	健康課	再掲	平成30年度に、支援を必要としている者が必要とする時に、支援策に関する適切な情報を得られるようにするため、各種相談窓口を記載した小型リーフレットを作成。	ユニークなデザイン(お守り型)のリーフレットということもあり、多くの方に取っていただくことができ、各種相談窓口の周知につながった。			
5	〇心の健康に関する出前講座の実施(再掲) 職場におけるメンタルヘルス対策を充実させるため、中小企業等 からの依頼を受け、心の健康に関する講座やストレスチェックの 結果を踏まえた助言等を職場等に出向いて実施します。	P39	厚生部	心の健康センター	再掲	精神保健福祉協会に事業を委託し、県内の中小企業 や大学等を対象に富山県公認心理師協会から講師を 派遣し、講義を実施する。	職域でのゲートキーパーを養成するためのメンタル ヘルス対策、うつ病等の心の健康に関する基本的な 知識や適切な対処方法等についての講義を実施して いる。継続実施の事業所が多く、新規事業所の獲得 が課題である。	総続実施		
6	○企業の経営者等へのメンタルヘルスの普及啓発(再掲) 企業の経営者や人事労務担当者等を対象として、若手を含めた社 員の自殺防止やメンタルヘルスに関する知識を深めるためのセミ ナーを開催します。	P39	厚生部	健康課	再掲	心の健康センターが実施している「職場における心の健康出前講座」において、メンタルヘルスや自殺防止に関する内容の講座を、民間企業等に出向いて実施している。	本講座は、民間企業の社員を対象に、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識を深めるために有効であると考える。	総続実施		
7	○ゲートキーパー養成研修の実施(再掲) 自殺対策推進センターにおいて、働く若年層等の自殺のリスクを 低減するため、自殺の危険を示すサインに気づき、声かけ、見守 りや必要な支援につなぐことができるゲートキーパー養成のため の研修を実施します。	P39	厚生部	自殺対策推進センター (心セ内に設置)	再掲	精神保健福祉協会に事業を委託し、県内の中小企業 や大学等を対象に富山県公認心理師協会から講師を 派遣し、講義を実施する。	職域でのゲートキーバーを養成するためのメンタル ヘルス対策、うつ病等の心の健康に関する基本的な 知識や適切な対処方法等についての講義を実施して いる。総続実施の事業所が多く、新規事業所の獲得 が課題である。	継続実施		
8	○大学生等を対象としたメンタルヘルスに関する講座の開催(再掲) 大学生等を対象として、ストレス対処の方法やメンタルヘルスに 関する講義を実施します。	P40	厚生部	心の健康センター	再掲	精神保健福祉協会に事業を委託し、県内の中小企業 や大学等を対象に富山県公認心理師協会から講師を 派遣し、講義を実施する。	県内の大学や専門学校からの申し込みに対応している。ストレス対処方法等広く周知するため継続的に 実施していく必要がある。	総続実施		
9	○働き方改革の推進(再掲) 経営者向けセミナーや働き方改革推進アドバイザーの派遣など、 事業者の働き方改革に向けた取組みを支援します。働き方改革推 進キャンペーンの実施など、企業・取引先・従業員・消費者など 様々な立場での働き方改革の気運の醸成や実践に向けた取組を推 進します。	P40	知事政策局	少子化対策・働き方改革推進課	再揭	・講師派遣:企業における働き方改革や女性活躍の取組みを促進するため、開催時期やテーマなど企業や団体の希望に応じて専門講師をが派遣し、ワクショップやセミナーの開催を支援している。・イクボス:「イクボス企業同盟とやま」を運営(R4.11程在加盟企業165社)・コミュニティ:働き方改革の情報交換をするコミュニティを構築、参加者募集中(R4.12から開始予定)	・講師派遣:令和3年度まで、業界団体や複数企業による申込みのみを受け付けていたが、令和4年度による申込みのみを受け付けていたが、令和4年度から1企業で申し込めるようにしたところ、講師とのつながりがないから助かる」などと企業側か好評をいただいており、有効な事業だと考えている。・イクボス:近年参加者数の伸びが鈍化している。・コミュニティ:参加企業による働き方改革の後押しになるような施策を展開していく必要がある。	令和5年度以降の方針 ・講師派遣:継続して実施 ・イクポス:「イクポス企業同盟とや ま」をブラッシュアップのうえ、再発信 ・コミュニティ:より参加者数を増やしていく		
10	○民間団体が行う相談活動等への助成(再掲) 民間団体等が行う相談活動など、自殺未遂者や若者等を対象とした自殺予防に関する効果的な取り組みに対して助成します。	P40	厚生部	健康課	再掲	県内で自殺防止活動に取り組むNPO等の民間団体の活動に対し補助している。 ※R3年度は17団体に補助	行政機関のマンパワーを補完し、地域の自殺抑止力 向上を図るために有効であると考えている。	総続実施		

項目	県の施策	計画書	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和2年度以降)の実施計画		
重点施统	直点施策2 高齢者の自殺予防									
	○一般科医師を対象としたうつ病・依存症に関する研修の実施 (再掲) 1 かかりつけ医に対して、自殺リスクが高いうつ病や依存症に関する研修を実施し、診断技術等の向上や精神科医との連携強化に努めます。	P41	厚生部	健康課	再掲	県医師会に本事業を委託し、毎年異なるテーマで研修を開催している。 ※令和3年度は109名が受講	うつ病や依存症について学べる貴重な機会となって いる他、医師等の交流の場となっており、連携の強 化を図ることができている。	継続実施		
	○高齢者の総合相談の実施(再掲) 県社会福祉協議会内の高齢者総合相談センターにおいて、高齢者 等が抱える福祉、保健、医療等に係る各種の心配ごと、悩みごと 等の相談に電話で応じます。	P41	厚生部	高齢福祉課	再掲		日常生活のいろいろな問題に関する一般相談のほか、専門職による健康・介護相談、税金相談、法律相談を広く受け付けている。	令和4年度で終了予定 ・令和5年3月に高齢者総合相談セン ター開所 ・令和5年4月以降、日常生活に関する 支援や介護に関する相談は地域包括セン ター、税金・年本・法律に関する相談は 各専門機関及び市町村が実施する無料相 談会を活用いただく。		
	○認知症高齢者や家族等に対する電話相談の実施(再掲) 3 県社会福祉協議会内の高齢者総合相談センターにおいて、認知症 高齢者や家族等の悩みや不安の相談に電話で応じます。	P41	厚生部	高齢福祉課	再掲	高齢者総合相談センターにて、認知症高齢者本人や その家族が抱える各種相談に応じ、必要に応じて関 係機関が行う支援につないでいる。	相談員の顔が見えず気軽に相談ができることから、 認知症の症状に伴う人間関係でのトラブルなど、身 近な人に相談しにくい内容の相談が多く寄せられて おり、非常に有効な事業と考えている。	継続実施		
	○在宅介護者に対する支援(再掲) 4 介護中の家族の負担を軽減するショートステイの利用促進などに 取り組みます。	P41	厚生部	高齢福祉課	再掲	医療的処置を必要とする在宅療養者及び介護者の入院などによりが緊急に医療系ショートステイを必要とする在宅療養者のために、ショートステイ用の病床を確保し、在宅療養者とその家族の在宅療養生活上の安心を確保している。	・空床利用型のサービスであるため、緊急に利用したい時に病床が空いていないことが多い。・人工呼吸器等の医療措置に対応できる病院が少なく、ショートステイで利用できる患者が限られる。・専用病床を設けると空床による経済的な損失が生じるため、病院が自発的に専用病床を設けることが困難。これらの理由から、県で病床を確保することにより、介護者の負担軽減につながっており、非常に有効な事業と考えている。	継続実施		
	○老人クラブによる高齢者訪問支援活動の実施(再掲) 老人クラブによる訪問活動の実践を支援し、寝たきりや認知症の 予防、孤独感の解消等を図るとともに、自殺リスクの高い高齢者 の早期発見、早期対応を図ります。	P41	厚生部	高齢福祉課	再掲	市町村老人クラブ連合会では、会員による一人暮ら し高齢者等への訪問支援活動を通じて、一人暮らら 高齢者等に対する介護予防や認知症の予防、社会的 孤立の解消を図っている。 本県では、上記の訪問支援活動に対して助成するを ともに、訪問活動を実施している地域の高齢者等な 対象に、実践的指導者となるリーダーの養成及び支 援能力の向上を図るための研修を実施している。	単身世帯の高齢者は地域で孤立しやすく、同居の場合でも関係性の希薄化により、家族の中で孤立することが少なくないため、一人暮らし高齢者等への訪問支援活動は、地域社会との関わりを持てる非常に有効な事業と考えている。	継続実施		
	○生きがいづくりの推進(再掲) 高齢者が様々な場面で地域社会との関わりを持てるよう、老人クラブが行う事業やシニアタレントによる社会貢献活動を支援するなど、高齢者の生きがいづくりの推進に引き続き取り組みます。	P41	厚生部	高齢福祉課	再掲	シニアタレントの育成をはじめとした高齢者の健康 づくりや教養・趣味活動等の生きがいづくりに対す る支援を行っている。	シニアタレントの活動については、コロナ渦により 活動が制限されてはいるが、地域社会との関わりを 持てる非常に有効な事業と考えている。	継続実施		
	○高齢者介護従事者を対象とした研修の実施(再掲) 7 介護支援専門員等の介護従事者に対し、自殺リスクの高い高齢者 の早期発見や早期対応のための対処法などの研修を継続します。	P42	厚生部	高齢福祉課	再掲	介護支援専門員の法定研修において、自殺防止における知識(社会的孤立、うつ病、精神的不調など)や関係機関(市町村、民生委員など)との連携などに関する講義・演習を行っている。	高齢者と日常的に接する機会のある介護支援専門員が「ゲートキーパー」の役割を担えるよう、資質向上を図ることは重要と考えている。	継続実施		
	○保健・医療・福祉・介護従事者向けの相談の手引き作成(再掲) 8 様々な場面で高齢者の支援に関わる者が活用できる自殺予防及び相談対応のための手引きを作成し、医療機関や介護支援・障害福祉施設等、医療・福祉の現場に配付します。	P42	厚生部	健康課	再掲	平成30年度に、様々な場面で高齢者の支援に関わる者が活用できる自殺予防及び相談対応のための手引きを作成し、市町村等の関係機関に配付。	自殺の原因となるうつ病や県内の自殺の現状等の情報が簡潔にまとまっており、高齢者の支援に関わる方の自殺に対する意識向上につながったと考えている。	現在は事業を実施していないが、今後も 現場のニーズを把握し、必要な情報提供 に努めていく。		

項目	県の施策	計画書ページ	担当部署	担当課	再揭	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	今後(令和2年度以降)の実施計画
	○消費生活に関する相談の実施(再掲) ョ 消費生活センターにおいて、消費者被害や多重債務問題など消費 生活に関する相談や、多重債務相談を実施します。	P42	生活環境文化	県民生活課	再掲	専任の相談員を配置して、消費者トラブルの未然防 止や解決に導いている。	消費者トラブルや多重債務など問題を抱えている方を早期に発見し、自殺を予防する機能の一翼を担っていると考えている。	継続実施
	○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による相談・ 支援(再掲) 10 生活困窮者自立支援法に基づき設置されている自立相談支援機関 において、生活困窮者に対する相談及び自立に向けた支援を実施 します。	P42	厚生部	厚生企画課	再掲		生活凶躬有に対し日並又抜削及に奉 プいに適切な対 広・支撑に取り組めている	今後も自立支援機関における生活困窮者 の相談対応・自立に向けた支援に努めて いく。
	○生活保護制度の周知(再掲) 生活保護制度は、資力や能力等を活用してもなお、生活に困窮す 111 る方に対し、困窮の程度に応じた保護を行い、健康で文化的な最 低限度の生活の保障と自立を助長する制度であることを県のHP 等により周知します。	P42	厚生部	厚生企画課	再掲	県ホームページに制度の概要、保護の要件、相談・ 申請窓口や手続きの流れを掲載することで、県民に 対して生活保護制度の周知を図っている。	生活困躬者に対する生活保護制度の適切な情報の局切について促進できている	今後も県ホームページを通じて、生活保 護制度について適切な情報の周知に努め ていく。